

奈良県告示第四百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和元年六月十四日

奈良県知事 荒 井 正 吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
山中 量太	山中整骨院 五條市須恵三ー六ー三八 ク ライスコート一〇一	平成三十一年四月二十六日